

## 船舶事故調査報告書

平成30年7月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年3月19日 06時55分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市加茂港 加茂港第3南防波堤灯台から真方位186°320m付近 (概位 北緯38°46.0′ 東経139°43.6′)
事故の概要	漁船 <sup>しほしやう</sup> 寿勝丸は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年3月20日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 寿勝丸、0.5トン
船舶番号、船舶所有者等	YM3-4718（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1 海象：波高 約0.5～1.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、加茂港において、船外機を停止し、漂流しながら刺し網の揚網作業中、西南西方からの風を受けて圧流され、近くの防波堤に沿って設置された消波ブロックに衝突しそうになった。</p> <p>本船は、船長が、<sup>かいこ</sup>櫂を漕いで消波ブロックから離れようとしたものの接近を止めることができず、やむを得ず船外機を後進としたところ、網がプロペラに絡まって停船した。</p> <p>船長は、船尾部で海中に手を入れ、絡まった網をナイフで切り離そうとしたものの切り離すことができず、家族に携帯電話で連絡し、所属する漁業協同組合の組合員に救助を依頼するよう伝えた。</p> <p>本船は、船長が絡まった網をナイフで切り離そうと作業を続けていたところ、左舷方から横波を受けて船体が持ち上げられ、右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、転覆した際に海面へ投げ出され、まもなく駆けつけた所属する漁業協同組合の僚船に救助された。</p> <p>本船は、船長から依頼を受けた別の僚船により、加茂港に<sup>えい</sup>航された。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、刺し網を入れた場所が防波堤に近過ぎたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、加茂港で漂流しながら揚網作業中、西南西方からの風を受

	<p>け、消波ブロックに向かって圧流され、船外機を後進とした際、網がプロペラに絡まったことから、航行不能となり、左舷方から横波を受けて船体が持ち上げられ、右舷側に転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、加茂港で漂泊しながら揚網作業中、西南西方からの風を受け、消波ブロックに向かって圧流され、船外機を後進とした際、網がプロペラに絡まったため、航行不能となり、左舷方から横波を受けて船体が持ち上げられ、右舷側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関を停止して操業を行う場合、風浪等による圧流を考慮して適切な場所を選定すること。</li> </ul>